

第3章 その他の公的債務

第1章及び第2章でご説明した建設国債等のほかにも、公的債務があります。例えば、公的年金、地方債、独立行政法人等の債務等は、国債や借入金等とはガバナンスの枠組みが異なり、また、国の財政活動に伴う資金調達による債務ではありませんが、国の債務管理の在り方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。以下においては、特に地方債や独立行政法人等の債務について説明します。

1 地方債

(1) 地方債の基本的な仕組み

A 基本的な仕組み

地方債は、各地方公共団体が様々な歳出需要の一部を賄うために発行するものであり、各地方公共団体の債務です。

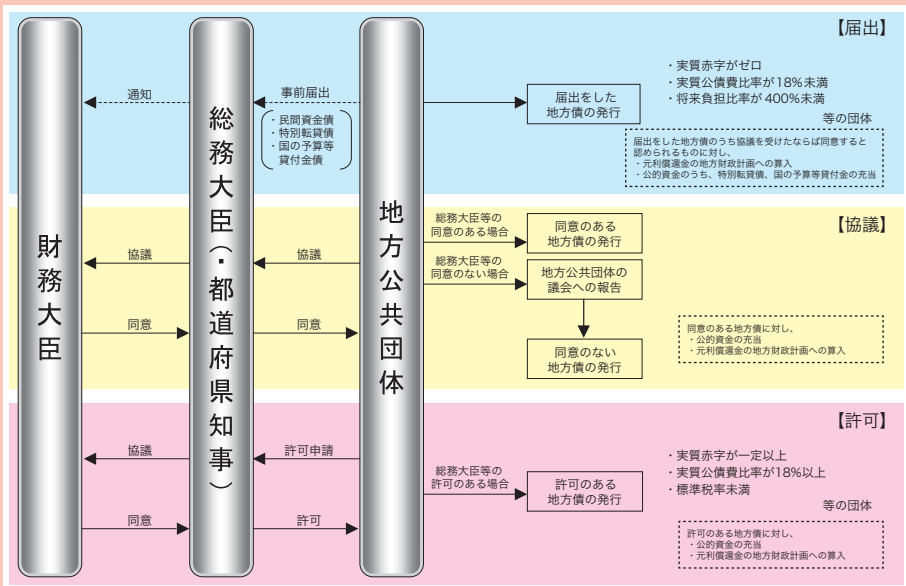
地方債は原則として、建設事業費の財源を調達する場合等、「地方財政法」第5条に掲げる場合においてのみ発行できることになっていますが、その特例として、現在、臨時財政対策債（☞）等の発行が認められています。

各地方公共団体が地方債を起債する際には、原則として、総務大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ることとされています。また、総務大臣は協議において同意しようとする際には、あらかじめ財務大臣に協議することとされています。

なお、平成24年度より民間等資金について、また、平成28年度より公的資金の一部について、一定の要件を満たす地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事に事前に届け出ること、地方債を起債できるようになりました。

☞平成12年度までは地方財政計画上の通常収支の不足を交付税特会の借入等により補填していました。平成13年度以降これを見直し、その新たな補填措置として臨時財政対策債を発行しています。

(図2-36) 地方債起債手続きの概要



B 地方債の分類

翌年度の地方債の発行予定額については、翌年度予算の政府案決定時に国から地方債計画案が公表されます。地方債計画に則して、資金別、事業別、会計別に分類すると、それぞれ次のとおりとなります。

a 資金別の分類

(図2-37) 地方債の資金別分類

地方債	公的資金	財政融資資金
		地方公共団体金融機構資金 (☞)
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債を引受先の資金別に分類すると、公的資金である財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金、民間等資金である市場公募資金及び銀行等引受資金に大別され、地方債計画にはそれぞれの予定額が計上されます。

地方債の資金については、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達には市場公募等の民間等資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置付けられています。

b 事業別の分類

地方債を対象となる事業別に分類すると、一般会計債においては、公共事業等、災害復旧事業、教育・福祉施設等整備事業、辺地及び過疎対策事業など、公営企業債においては、水道事業、交通事業、病院・介護サービス事業、下水道事業などに分類され、地方債計画にはそれぞれ事業ごとの予定額が計上されます。

c 会計別の分類

地方債を資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分 (☞) 及び公営企業会計等分に大別されます。

また、地方財政（普通会計）の翌年度における歳出・歳入の見通しは、地方財政計画に計上され、国会に提出されています。地方財政計画に計上されている地方債発行額は、公営企業会計等分を含まないベース（普通会計分のみ）となります。

参照：総務省HP（地方債計画及び地方財政計画）

☞地方公共団体金融機構資金は、地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものです。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村からの出資により設立され、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通しています。

☞普通会計とは、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことであり、一般会計及び公営企業会計等以外の特別会計を合算して、会計間の資金の移動を控除したものです。

(2) 地方債計画

令和7年度の地方債計画は、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定され、総額は9兆918億円（令和6年度9兆2,191億円）となっています。

A 公的資金による地方公共団体への貸付

地方債に充てる公的資金については、住民生活に密着した社会資本整備等を推進するため、総額3兆8,776億円（令和6年度3兆9,415億円）を予定しています（図）。
なお、公的資金による貸付は、証書貸付の方法により行われています。

その内訳として、財政融資資金2兆2,699億円（令和6年度2兆3,258億円）、地方公共団体金融機構資金1兆6,077億円（令和6年度1兆6,157億円）を予定しています。

B 民間等資金による地方公共団体への貸付

a 市場公募資金

市場公募資金とは、地方公共団体が市場を通じて、証券発行の方法により調達する資金です。地方分権改革の推進に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められています。

参照：共同発行団体連絡協議会HP・財団法人地方債協会HP
（市場公募資金）

① 共同発行市場公募地方債等の発行

i 共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、平成15年度から全国型市場公募地方債の共同発行を実施しています。「共同発行市場公募地方債」は、「地方財政法」第5条の7に基づき各地方公共団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます。

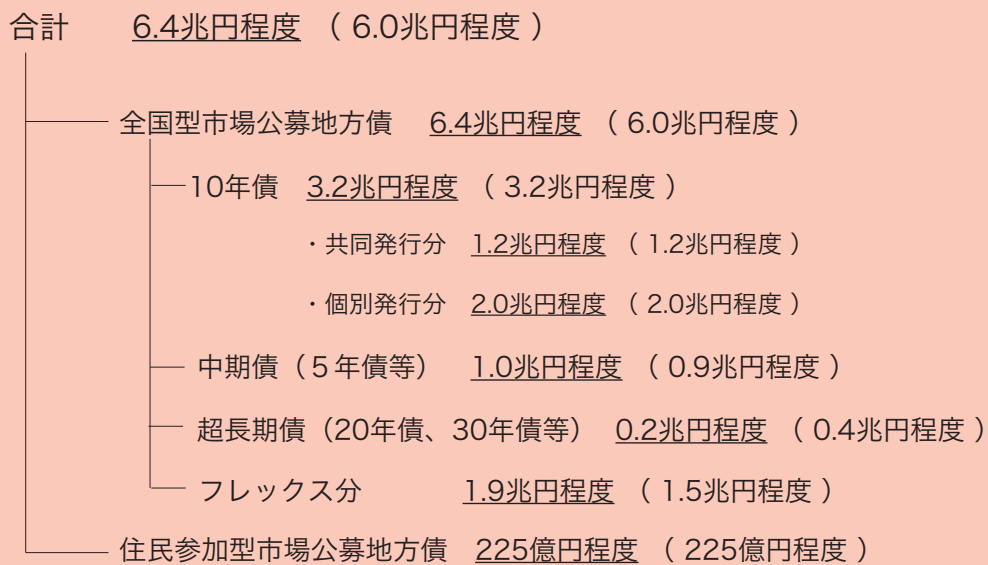
ii 住民参加型市場公募地方債

地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成14年3月以降、「住民参加型市場公募地方債」の発行を実施しています。

② 市場公募地方債の発行方式

銀行や証券会社等から構成されるシ団（引受シンジケート団）による募集引受の方式、主幹事方式、入札方式などによります。発行条件は、平成14年4月以後、東京都債とその他団体債の2つのテーブルを設け、発行条件を決定してきましたが、平成16年及び平成18年に見直しを行い、現在は、全ての発行団体が、個別に発行条件を決定しています。

(図2-38) 令和7年度市場公募地方債発行予定額



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合があります。
 (注2) 上記の発行予定額は変更される可能性があります。
 (注3) 共同発行分には、共同発行分(グリーンボンド)での発行を予定している額を含みます。
 (注4) フレックス分には、償還年限未定分を計上しています。
 (注5) () 書は、令和6年度計画ベースの市場公募地方債発行予定額です。
 (出所) 総務省資料

b 銀行等引受資金

銀行等引受資金とは、地方公共団体が、取引関係を有する金融機関や各種共済組合等から借り入れる資金のことです。

また、銀行等引受資金によって起こされた地方債を、銀行等引受債といい、この銀行等引受債は、証書借入の方法によるものと、証券発行の方法によるものがあります。